

教育厚生委員会会議録

日時 平成26年12月19日(金) 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後2時25分

場所 防災新館4階401会議室

委員出席者 委員長 河西 敏郎
副委員長 山田 一功
委員 高野 剛 浅川 力三 皆川 巖 齋藤 公夫
木村富貴子 早川 浩 水岸富美男

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部長 山下 誠 福祉保健部次長 秋山 剛 福祉保健部次長 渡辺 恭男
福祉保健総務課長 内藤 正浩 監査指導室長 古屋 正 長寿社会課長 山本 日出男
国保援護課長 神宮司 易 子育て支援課長 杉田 真一 障害福祉課長 平賀 太裕
医務課長 小島 良一 衛生薬務課長 三科 進吾 健康増進課長 堀岡 伸彦

教育委員長 石川 洋司 教育長 阿部 邦彦 教育次長 吉原 美幸
文化振興監 中澤 卓夫 教育委員会次長(総務課長事務取扱) 相原 正志
福利給与課長 雨宮 貴 学校施設課長 櫻井 順一 義務教育課長 渡井 渡
高校教育課長 斉木 邦彦 新しい学校づくり推進室長 河野 利之
社会教育課長 相河 竜治 スポーツ健康課長 上野 直樹
全国高校総体推進室長 清水 義周 学術文化財課長 田中 禎彦

議題(付託案件)

- 第128号 山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例制定の件
- 第129号 山梨県立富士・東部小児リハビリテーション診療所設置及び管理条例制定の件
- 第130号 山梨県地域医療介護総合確保基金条例制定の件
- 第131号 山梨県小児慢性特定疾病審査会委員定数条例制定の件
- 第132号 山梨県指定難病審査会委員定数条例制定の件
- 第136号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
- 第141号 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例中改正の件
- 第142号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 第148号 地方独立行政法人山梨県立病院機構の中期目標を定める件
- 請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて

- 請願第24-10号 重度心身障害者医療費助成制度の現行のまま窓口無料の継続を
求めることについて
- 請願第25-12号 「高校無償化」への所得制限導入に反対し、「教育費無償化」の
前進を求める意見書採択について
- 請願第26-9号 中学校で使用する歴史教科書の採択に関して山梨県教育委員会
の指導強化を求めることについて
- 請願第26-10号 重度心身障害児の医療費窓口無料の存続を求めることについて
- 請願第26-14号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の
改善を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願については、いずれも継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、福祉保健部関係、教育委員会関係の順に
行うこととし、午前10時3分から午前11時40分まで福祉保健部関係、
休憩をはさみ午後1時から午後2時25分まで教育委員会関係の審査を行っ
た。

主な質疑等 福祉保健部関係

第128号 山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例制定の
件

質疑

山田副委員長 この条例の内容については特にはないのですが、今までも、例えば常勤のケア
マネジャーさんを1名以上設置するのは、もともとの規定にあったような気が
していたのですが。それと、指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請要件に
法人であることとありますが、これまで県内で個人の居宅介護事業所はあつた
のでしょうか。

山本長寿社会課長 これまでの厚生労働省令でも指定居宅介護事業の場合、常勤のケアマネジ
ャーを1人置くことは条件になっています。
また、法人であることも条件になっております。法人でなくても他の要件を
満たしていれば基準該当ということになるのですが、県内にそういった事業所
はございません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第129号 山梨県立富士・東部小児リハビリテーション診療所設置及び管理条例制定
の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第130号 山梨県地域医療介護総合確保基金条例制定の件

質疑

齋藤委員 この基金の額の下限や上限などの範囲は何か制定されているのでしょうか。その辺を教えてください。

小島医務課長 特に、国からは法律等によって上限下限というものは制定されておらず、国が総額として904億円を予算計上しております。

齋藤委員 山梨県とすれば大体どのぐらいを目標としているのでしょうか。

小島医務課長 今議会では補正予算に、この条例の制定に伴いまして基金の積立額をお願い申し上げており、10億6,000万円でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第131号 山梨県小児慢性特定疾病審査会委員定数条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第132号 山梨県指定難病審査会委員定数条例制定の件

質疑

木村委員 山梨県指定難病審査会委員の定数が38人以内で、その前の山梨県小児慢性特定疾病審査会委員定数は15人とのことですが、どういう方が委員になっているのかをお聞きしたいと思います。

堀岡健康増進課長 小児慢性特定疾病審査会の委員は、県立中央病院の小児科の医長や山梨医大の先生にお願いしておりますが、小児難病は基本的には小児科の先生15名になっていただいています。一方、指定難病審査会委員は、なぜ38人なのかと申しますと、大人は各科ごとに、全く別々の専門の先生がおりまして、腎臓内科、神経内科、整形外科など、それぞれの分野の先生でないと審査ができないものですから、各分野の2名から4名の先生に来ていただいております。委員長は、地方病の撲滅にご尽力いただいたことで有名な神経内科がご専門の林正高先生です。全員の名前を申し上げることは差し控えますが、山梨県の中でそれぞれの分野で最も精通している先生方に2名から4名になっていただいておりますので、指定難病審査会委員の方が委員定数の人数としては多くなります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第142号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(地域医療介護総合確保基金積立金について)

早川委員 福の2の1のマル新の地域医療介護総合確保基金積立金についてお伺いします。これについては前回の委員会で質問させていただきましたが、全国的な人口割では6億円だったところ、ご努力をいただいて、10億6,000万円になったことは本当によかったと思います。重要なのはこれからの基金の使い道だと思いますが、その中で、この基金の一つの柱である在宅医療の推進について、先程の説明とかぶるかもしれませんが、もう少し細かくお聞きしたいと思います。調べてみますと、65歳以上の高齢者の割合は全国平均が25%なのに対し、本県は26%で23万人と、全国平均より上回っている中で、これからは高齢化はますます進むと思います。その中で、やはり高齢者が自分の住みなれた家や地元で生活していく上での在宅医療は重要です。現状でも本県は在宅医療に対する体制が足りないと感じておりますが、この基金を使って、在宅医療の充実、推進について何をやっていただけるのかをもう少し細かく教えていただきたいのですが。

小島医務課長 委員ご指摘のとおり、本県における在宅医療の現状は不十分だと認識をしております。このことについて医師へのアンケートによると、医師にとって365日24時間の在宅医療を1人でやるのは非常に負担になっていることや

経験や知識がないといった回答がありましたが、在宅医療が進まないのは、このようなことが原因であろうと考えております。

その中で、委員が申しますように、福の4ページをごらんいただきますと、まず、一番上の1のマル新の事業ですが、今回の基金により、県の医師会や、10ある地区医師会ごとに在宅医療推進協議会を設けまして、課題を解決していただいたり、地区医師会ごとに研修会等を行っていただき、医師の知識や経験を磨いていただくように考えております。

それから、その下の2になりますけれども、在宅医療チームの形成促進でございますが、先ほど申しましたように、1人で24時間365日やるのは非常に負担であるということですので、在宅医療を行う医師の負担を軽減するために、複数の医師によるチームをつくっていただき、こうしたチームづくりをする場合にも助成をしようとするものでございます。

早川委員

今回、地元で在宅医療をする訪問医のところに行って話を聞いてきたのですが、そのようなソフト面よりもハード面の不足の声がありました。実際、在宅医療を行うに当たっても、新しく機械を整備する気になれないとのことで、平たく言えば金銭的な問題であるのですが、この点に対して、先ほどの基金のところにも書いてありますが、在宅医療をするに当たり機器を整備するための補助に対する考え方や支援体制について詳しくお伺いしたいのですが。

小島医務課長

先ほど説明した下にあります福の4ページの3番の在宅医療提供体制機能強化事業費ですが、在宅医療を行うに当たりますでは委員ご指摘のとおり、専用で持ち運びのできるような機材が必要になります。例えば、ポータブルのレントゲン、ポータブルのエコーなどを持って行く必要もありますし、在宅医療のためのレセプトを計算するシステムも必要になると認識しております。そういうものに対して投資をする場合に、この事業では、3分の2を助成することとしておりますので、この事業を活用していただいて、在宅医療に取り組みやすいようにしていきたいと思っております。

早川委員

最後に、もう一つの柱であります医療従事者の確保についてお伺いしたいのですが、この医療従事者について見てみますと、これは従前から言われているのですが、富士・東部地域は中北地域に比べて医師は約5割にとどまっており、大きい格差が生じていると私は考えています。その中でも特に、先ほども出ておりますが、産科医の不足があります。産科医療機関が特定の地域に集中していくことが進んでいる中で、実際に山梨県全体で15の産科医療機関がありますが、国中地域には13、富士・東部地域では2つしかありません。実際に資料を見てみると、ここ数年、郡内地域の産科医療を担う山梨赤十字病院は5割も患者がふえ、産科の診療室が非常に混雑をしており、地元からも非常に強い改善の要望が出ています。そこで、今回のこの大切な基金を使って、産科医療の改善、また地域医療の遍在の解消に関して何かやっていただけるようですが、詳しく教えていただければと思います。よろしくお願いします。

小島医務課長

まず医師については、医師の総数はさまざまな施策を講じたところで将来的には一定のめどがついていると思っておりますが、委員ご指摘のように地域の遍在はまだ非常に大きな課題であると認識をしております。このため、今回の課別説明書には記載はございませんが、山梨大学と連携して平成25年に地域医療支援センターを開設しました。そのセンターで行っている事業を今回の基金で幾つかやることになっております。例えば、大学と地域の医療機関

を交互に勤務するような仕組みづくりのほか、医学生や若手の医師に研修やセミナーを行い、地域医療に関心を持っていただき、地域医療を目指していただく働きかけを行う事業がございます。

それから、産科の医療についてですが、ご指摘のとおり、富士・東部地域には2つしか施設がないため、赤十字病院の分娩数が非常にふえていることは承知しております。そうしたことは先ほど少しご説明を申し上げましたが、福の6ページ一番上、1のマル臨の地域分娩体制機能強化事業費ですが、これにつきましては赤十字病院から産科外来の診療室を1床から3床にふやしたい、助産師外来のための部屋を新たに1床設けたい、また、産科の相談室を1室設けたいという要望がございましたので、これらに対して支援をして、富士東部地域の分娩体制を充実してまいりたいと考えております。

(地域医療構想策定事業費について)

山田副委員長 福の3ページの2番の地域医療構想策定事業費ですが、これは、非常に画期的なことと思っております。まず、医療需要分析と医療機能分析等とありますが、この事業の内容と、この「等」というのは何を指しているのかをまず教えてください。

小島医務課長 具体的な事業の内容ですが、先ほど部長も申し上げましたが、地域医療構想、地域医療ビジョンというものを、平成27年度以降に都道府県がつくることが法律で義務づけられております。このビジョンでは、団塊の世代の方々全員が後期高齢者になる2025年の医療需要、そして、その需要を満たすための目指すべき医療提供体制、また、それを実現するための施策を大きな項目として挙げています。それをつくるに当たり、レセプトのデータ、これは自治体にしか公表されていませんが、このレセプトのデータで、患者さんがどういう病気でどれだけ保険を使ったかの現状を把握し、分析する必要があります。この分析をして、2025年にどのような医療需要が見込まれ、どのような医療機能が必要かを考えていきます。それ以外の「等」といいますと、それに伴って一体どのような人的・物的な医療整備が必要なのかを踏み込んで検討ができればということになります。特に、具体的な項目があるものではございません。

山田副委員長 将来の医療費削減が大きなテーマでしょうし、今後、都道府県単位で運営しなさいという事態が来ることも想定すれば、県独自でそういうものを把握しておくことは大事なことだと思います。いずれこのような、細かいところまでいる切り込んでくることも一つのあり方だと思いますが、今言ったそのデータは、最終的に厚生労働省に戻るということでよろしいのでしょうか。

小島医務課長 委員おっしゃるとおりでございます。厚生労働省は全国全てのレセプトデータを持ってあります。よく最近マスコミ等で言われていますビッグデータと言われるものでございます。これについては必要なものが自治体に提供され、その提供されたものを分析した上で、先ほど申しました2025年の医療ビジョンを策定することになっておりますので、厚生労働省から提供いただけるということになってございます。

山田副委員長 この大枠は本来、厚生労働省がやるべき仕事だと思います。例えば山梨は高血圧が多いから日数かけすぎだとか、投薬が少し余計というのは、むしろ厚生労働省がまずビジョンを出して、山梨はこう、あるいは山梨の中でも例えばこの地域はこうだということはあるのですが、厚生労働省も何か大きな考え

を持っているという理解でよろしいですね。

小島医務課長 厚生労働省は、先ほど申しましたように、超高齢化が進むと医療だけでは耐えきれなくなるため、介護との連携を大きなテーマの一つとして、今回のこういうものを進めているところでございます。

それから、医療に関しまして言いますと、7対1と言われるいわゆる看護体制の診療報酬点数が高いものですから、全国的にも、それから本県も7対1の病床が非常に多い状況になっています。今後高齢化が進むと、そういった急性期の病床だけではなくて、実際は回復期や慢性期の病床が必要になるのですが、全国的にも、それから本県も少ない状況になっています。厚生労働省はその辺をよく分析をした上で、病床を色づけて、急性期の病床、回復期の病床、慢性期の病床を適正な形に病床数を変えなさいと指示しております。

以上でございます。

(小児医療対策費、特定疾患対策費について)

山田副委員長 次に、条例との兼ね合いもあって、この小児医療対策費と特定疾患対策費の両方とも審査会の設置をするわけなのですが、この審査会は、高額な医療費がかかるので、都道府県で入念に審査しろということかもしれないですが、これはどちらかというとも医療費を抑制していくという理解ですよ。

堀岡健康増進課長 この審査会は医療費の抑制とは全く関係がありません。山梨県内に1人しかいないという難病の方がたくさんいらっしゃるのですが、それを審査するのは極めて難しいことです。例えば本当にその病気なのか、そうでないのかといったことはとても事務局では判断できませんし、かなり多くの先生方のディスカッションが必要な病気もあります。ですので、この審査会を開いて、本当に病気の診断基準に当たっているのかを医学的に判断する審査会でございます。

(産科医確保臨床研修支援事業費について)

水岸委員 先ほどの早川委員の質問と少し重複するかもしれませんが、福の3ページの産科医確保臨床研修支援事業費に270万円計上して、その事業内容の中に東京大学への研修医の派遣とあります。何年ぐらいの研修医の派遣を予定しているのかお伺いします。

小島医務課長 この事業による東京大学への研修医の派遣は6カ月です。また、東京大学からも本県の山梨大学に派遣されるといった、相互交流を予定しています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第148号 地方独立行政法人山梨県立病院機構の中期目標を定める件

質疑

齋藤委員 今回、新たな5年間の中期目標ですが、前回の目標と何か違いがありましたら教えてください。

小島医務課長 前回の中期目標につきましては、かなりの目標達成がされていると認識をしております。次期の目標については、より一層地域の医療機関と連携を図ること、紹介率や逆紹介率をより一層上げること、また、医療従事者の確保、定着を図ることができるようにすること、要するにまだ医療従事者は医師、看護師とも若干の不足が見られるため、特に機構内においては仕事と生活、よくワーク・ライフ・バランスと言われておりますが、こういった調和のとれた職場環境を整備することが新たなところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第24-10号 重度心身障害者医療費助成制度の現行のまま窓口無料の継続を求めることについて

意見 (「継続審査」という声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第26-10号 重度心身障害児の医療費窓口無料の存続を求めることについて

意見 (「継続審査」という声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(児童虐待について)

早川委員 先日、地元の小学校のPTAの方々と、富士吉田にあります児童養護施設のハーベストを訪問してきたのですが、そこに行って感じたことも含め、今回出されている、家庭的養護の推進に向けた山梨県の推進計画、この素案に関してお伺いしたいと思います。

この素案が11月に公表されて、パブリックコメントも終わって、来年3月には正式に策定されるということなのですが、改めて調べてみますと、山梨県の児童虐待相談数は平成25年で887件と非常に高い状況だと思います。親から離れて養育しなければならない子供は、養護施設と里親で保護されて、措置されていると思いますが、その中心は施設だと思います。その中で、乳児院とか児童養護施設の数足りているのか、充足しているのかをお伺いしたいの

ですが。

杉田子育て支援課長 県内の乳児院の施設数は2施設、児童養護施設は7施設でございます。どちらの入所率も8割くらいですので、充足していると考えております。

早川委員 充足しているとのことですが、児童虐待数が非常に増加している流れからすると、表に出てこない、潜在的な虐待児童もかなりあると思います。そういったことに対する対策や、何か考えがあればお伺いしたいのですが。

杉田子育て支援課長 潜在的な虐待児童数は少し把握できないところもあるのですが、最近、相談件数、虐待件数の方がふえているのは、児童虐待の早期発見をしていることも、その要因ではないかと思っております。実際に早期発見しますと、すぐに施設等に措置をしなければいけないということではなく、家庭でケアできる児童がたくさんおります。それから、措置については、先ほど委員もおっしゃられたように、施設だけではなく、里親さんもいらっしゃいますので、そちらにも児童を預けることはできると考えております。

早川委員 潜在的な虐待児童に関してもなかなか難しいでしょうが何か工夫してやっていただければと思います。いずれにしても、措置する児童の保護者が亡くなり、虐待や障害があるお子さんがふえている中、大事な点は、そういう子たちのために家庭的で小規模で対応してあげることだと思います。今回の計画の概要版を見たところ、現状では施設とグループホーム、里親がありますが、7割ある施設を3分の1にする、人数にすると100人以上、今施設で見ている子供たちを減らす計画になっています。たしかに家庭的で小規模な対応は大切なことですが、現実的に100人減らすのは非常に難しいことではないかと思えます。目標を実現していくことは大切ですが、それをどのように考えているのかお伺いしたいのですが。

杉田子育て支援課長 委員がおっしゃるように、今回、素案をパブリックコメントに出している計画では、15年後に施設本体、グループホーム、里親のそれぞれを3分の1ずつにしていくのですが、あくまでも措置児童数については、施設は小規模化によって施設本体からグループホームへ定員が移行しますし、里親等がふえるので、全体の定員は微増となります。県の計画はそうになっていますが、各施設についても15年後になるべく自分の施設を、グループホーム化するような形で計画を立ててもらっておりますので、見直しをしながら15年間で達成しようと考えております。

早川委員 県の計画だけではなくて、施設側にもしっかり計画を立ててもらおうということですね。これは非常にいいことなので、15年ではなくて、ぜひ、中間で県と施設でチェックをしていただいて、絵に描いた餅にならないように、子供たちにとって一番いい環境になるようにご尽力していただきたいと思えます。

杉田子育て支援課長 今、委員がおっしゃるように、計画は5年ごとに、社会情勢とか進捗状況を見ながら見直しをしていこうと思っております。

(子ども・子育て支援新制度について)

木村委員 子ども・子育て支援新制度についてお伺いをいたします。本県の待機児童はゼロということで大変喜ばしいことだと思っておりますが、来年度から幼稚園と

保育園等にかかわる新しい子ども・子育て支援制度が始まります。

まず、新しい制度は、幼稚園、保育園、認定こども園の制度を大きく見直すものでありますので、県民の関心も高いわけです。子供や子育て中の親にとってどのようなよい仕組みになるのか、簡単で結構ですけれども、改めてご説明をお聞きしたいと思います。

杉田子育て支援課長 新制度につきましては、今、一生懸命やっているところでございますが、4月から保護者にとってのメリットは幾つかございます。一つは、パート就労をしているお母さんたちで、今までは幼稚園に入るような人たちもいたのですが、今度、労働時間が減って下限が変わりますので、そのお母さんたちが保育所でも保育できるようになります。

また、認定こども園も今ふえておりますので、保育と教育が一緒にできる選択肢も広がっています。

それから、子供については、小学校に上がりますと、今、放課後児童クラブがあります。今、小学校3年生までですが、4月からは6年生になる形で支援の輪が広がることとなります。

木村委員 私が入っていたところという、古い話になってしまいますが、たしか民生委員に判こをもらいにいくことが大変厄介で、幼稚園に通っている子供さんは何かうらやましいように感じた覚えがあります。認定こども園がふえているという話がありましたが、来年4月から具体的にどれくらいふえる見込みなのか。

それから、幼稚園は新制度に入らないで従来のままの、私学の助成を受けながら、保育料は園が独自で設定することができるということをお伺いしましたが、そのような私立幼稚園はどのくらいあるのか、新制度の移行状況についてお伺いをしたいと思います。

杉田子育て支援課長 今、認定こども園の数は、現在、県内で6つございます。実は、今、認定こども園の申請の受付をしまして、12月26日が締め切りですので、その頃に数字の方は確定すると思いますが、来年4月には30くらいになるのではないかと考えております。

それから、委員がおっしゃった、幼稚園が私学の助成をもらいながら、今のままの形で行く、新しい施設給付の形にならない幼稚園は30園希望していると聞いております。

木村委員 県内全部で幾つということですか。

杉田子育て支援課長 県内の私立幼稚園が今、54施設ございます。それから、公立と私立の保育所が228、認定こども園と言われるものが6ございます。8月の調査では、29園くらいが認定こども園に幼稚園と保育園から移行したいという希望を出しているところでございます。

木村委員 幼稚園から認定こども園への希望が幾つで、それから保育所から認定こども園への希望が幾つかを教えてください。

杉田子育て支援課長 8月の調査の確定数字は、幼稚園から認定こども園に希望しているのは16です。それから、保育所からは13施設ですので、合計で29です。

木村委員 国は消費税分の7,000億円を財源に充てると書いてあったと思うのです

が、消費税の延期によりだめになったということで、どうなるのだろうなと思っています。保育料や幼稚園の授業料に影響するとは思わないのですが、その7,000億円はどのように充当していく考えでしょうか。国のことかもしれませんが、県も関係することなのでお伺いします。

杉田子育て支援課長 委員がおっしゃられたように、財源は消費税増税分を充てるということになっており、それが7,000億円と言われている部分です。増税をしないということになりましたが、4月以降の新しい制度に向けてちゃんと財源を確保するよう財務省に言っていると聞いております。予算がどうなるかはわからないのですが、当初の予定で今、進めております。市町村もそのように考えて準備を進めております。

木村委員 少子化の中で一番大切な部分ですので、この点はしっかりしていただかなければと思っています。

もう一つ、子供が減少傾向にある中で、地域型保育給付により、身近な地域での保育機能を確保するということが、小規模保育や一時預かりなど、その地域に合った方法でしっかりと子育てをしていくことになろうかと思えます。そういう点では新制度が始まるまでに大変不安もつきまとうわけですが、それ以上に大きな期待を持って新制度を待っている県民、子育てのお母さんやお父さんたちがいると思えます。来年4月には子育て家庭に混乱を来すことなく円滑に新制度に移行できるよう十分な周知徹底を図っていただきたいと思えます。それについてご努力されていると思えますが、その点をお聞きして終わりたいと思えます。

杉田子育て支援課長 新制度の周知につきましては、国の情報がなかなか出てこないところもあり、保護者や事業者にはご迷惑をかけているところもありますが、国から来た情報は全て流すようにしております。実際には、今大体のところが出ていますので、その辺の情報は全て市町村を通して事業者、保護者にも伝えてもらっております。

今、県でも独自のパンフレットをつくりまして、事業者や保護者に配付するように、市町村ごとの説明会を開催していただいております。

今後、県のホームページやパンフレット、問い合わせ等につきましては十分に対応していこうと思っております。実際に今、少し遅れている市町村の指導等は、今、県でやっておりますので、4月にはしっかり準備ができるようにやっていきたいと思えます。

(地域医療について)

齋藤委員

地域医療についてお聞きしたいと思えます。高齢化が進み、特に中山間地の地域の人たちは在宅で医療を受けなければならない傾向がだんだん強くなっている気がいたします。現状として、在宅医療の希望が非常に多いと聞いていますが、年をとると医者に行けない、通えない、足がないというような問題もあります。まず、このような地域医療の問題に対して県がどのような考え方を持っているのか伺います。一方、国として在宅介護も進めています。医療費の抑制などを考えると、在宅介護が一番理想とする介護のあり方だと思うわけですが、我々の感覚でいくとそれほど進んでいない感じも受けます。在宅介護となると、やはり家庭への負担が過重になっていくという難しい問題もあります。県としてこのような問題を今後どう捉えて、どういう方向で進めていくのか、その考え方をお聞かせ願いたい。

小島医務課長

まず、地域医療からお答えさせていただきたいと思います。国でもこれから超高齢社会を迎えることは、非常に危惧をしております。都道府県で地域医療ビジョンをつくることとしております。その中でやはり在宅については非常に重きを置いて施策をやっていくこととなっております。地域医療再生基金という基金がございまして、これにより地域の拠点となる在宅医療支援センターを設けております。これは在宅のお医者さん呼びたいのだけど、どこへ連絡したらいいのかわからないことが多くありますので、そういった相談や紹介をしたり、先ほど申しましたように、医者が一人で在宅医療を行うのは非常に負担がございまして、ある程度の人数のお医者さんをプールして、相互に支援をし合い在宅医療を行っていくものもございまして、今回の新しい10億6,000万円の基金につきましても同じような施策を進めていきたいと考えております。できるだけ在宅に携わる医者を確保し、できるだけ多くの地域においてそのような在宅医療支援センターをつくり、医者だけではなく、医療と介護が連携しながら、在宅における介護、医療を支援していく体制づくりをしているところでございます。その計画につきましては先ほど申しましたように、ビジョンにおいて明らかにしてまいりたいと思っております。

山本長寿社会課長 齋藤委員の2つ目の質問でございますが、在宅介護について答えさせていただきます。在宅介護に関しましては、厚生労働省が行った調査では72%の方々が基本的には在宅で看取られたいという希望を持っておりまして、国では介護保険制度の中で地域密着型という、地域で高齢者の介護を支える方式を進めております。今回の介護保険制度改正の中でも、地域密着型を進めるため、地域包括ケアシステムと申しまして、病院が急性期に高度化した医療を提供し、在宅に帰られた方が在宅で医療や介護、生活支援その他の予防などを円滑に受けられる体制をつくるようにしており、介護保険制度では今後、市町村の役割が非常に重要になっております。

県としては、市町村の地域包括ケアシステムの構築、地域包括ケアシステムは、最終的には中学校区ぐらいの狭いエリアのシステム構築を目指しておりますが、そういったシステム構築を全面的にバックアップしていく考えでございます。地域包括ケアシステムを構築する上で重要な要素は、何といたしましても医療と介護の連携だと思っております。在宅医療と介護が円滑に連携できるように、医務課の事業と長寿社会課の事業を融合させながら合理的、効果的に進めていきたいと思っております。

実際、地区医師会のご協力をいただきながら、在宅医療の支援拠点と地域包括支援センターとのネットワークを強固にする取り組みを進めておりまして、例えば甲府、峡東、峡南でもそういった取り組みが少しずつ整備されておりますので、市町村が設置する包括支援センターのネットワークを今後結びつけられるようにしていきたいと思っております。また、その取り組みを全県下に広めていき、在宅の医療、介護が円滑に進むように取り組んでまいりたいと考えております。

齋藤委員

わかりました。在宅介護の関係ですが、我々が相談を受けるものの一つに、医療機関にかかっても、在宅に戻されるということがあります。在宅で今度見なさいと家に帰されるのですが、家族がまた困ってしまい、もう少し病院に置いてもらえないかという相談が実に多く、患者も、介護を受ける人も、歩行も困難だし、身動きができないから家庭へ戻されても動けないから困るという状況が結構あります。これらの問題をどう解決するかは難しいと思うのですが、

どういう方向でやるのが一番いいと思うのか教えてください。

山本長寿社会課長 高齢者の方が在宅に戻られ、実際に家族の方々が介護することになりますと、一般的には施設福祉ということで特別養護老人ホームや、例えば認知症であればグループホームという形で居宅系の施設に入って専門家のケアを受けるのが適当だと思っております。しかしながら、施設にも限りがありますし、また、本人が家で介護を受けたいという希望を尊重する必要があります。したがって、在宅での介護ケアも充実させていかなければならないということで、国では地域包括ケアシステムを構築する上での介護支援、看護支援のサービスとして、居宅系サービスを強化しているところでございます。例えば小規模多機能型の居宅介護施設は、介護、宿泊と通所、訪問をパッケージで受けられるサービスで、在宅で介護を受けたいときに非常に有効な制度となっております。こうした事業所はまだ十分に普及が図られておりませんので、次期支援計画では強化していきたいと思っております。また、24時間365日、介護が受けられて、看護師の方が訪問していただける定期巡回・随時訪問という事業所につきましても、今後徐々にふやしていきます。

山梨県は、これらの整備については、県の規模からすれば進んでいるところでございます。こういった事業所をきちんと社会福祉法人なりに理解していただいて、地域に少しずつ整備していくということで在宅でも不自由なく介護ができるようにし、さらに医療的なケアが必要な方につきましては、訪問看護ステーションなども必要ですが、看護師の確保などを看護協会と協議して、訪問看護ステーションを少しでもふやしていけるよう対応をとってまいりたいと思います。そういった居宅系の介護サービス、医療的なケアを進めて、在宅介護でも不安がないようにさせていただきたいと考えております。

(ドクターカーについて)

皆川委員 ドクターヘリが導入されてからかなり救命率が向上していると聞いておりますけれども、一方、都市部には普通の救急車、特別救急車、ドクターカーなどがありますが、このドクターカーの今年度の稼働日数はどのぐらいなのでしょう。

小島医務課長 ドクターカーの稼働日数ですが、今年度につきましては、11月末の数字ですが、4月から11月で399件でございます。これは前年度のちょうど同じ時期、25年の4月から25年の11月を見ますと、440件でございますので、若干、1割程度下がっているという状況でございますが、実際は25年度が大幅に上がっております。24年度の1年間の稼働件数が268件でしたが、25年度は695件になっております。25年度と26年度はほぼ横ばいに推移している状況になっております。

皆川委員 思ったより稼働しているなと感じました。これは非常にいいことでありますが、救急救命士からは、やはり患者さんたちに自分たちでは注射も打てない、もしドクターが乗っていれば助かった命かも知れないのに目の前で亡くなるのを見るのは非常に悲しいという話を聞いたことがあります。普通の救急車とドクターカーのどちらを派遣するかはどのような基準で判断するのですか。

小島医務課長 まず、第一報を受けると、委員申されますように、救急車が行きます。救急隊の職員が患者を見まして、非常に重篤である、一刻を争うというような場合は、中央病院の救命救急センターに、ドクターカーの出動を要請する、しない

といった基準が一定程度設けられております。

ドクターカーの非常に有利な点というのは、医者に乗せていきますので、その医者が現場に到着した時点ですぐに注射を打ったり輸液をすることといった治療を行うことができます。そういった判断は救急車が現場に行ったときに救急隊員が判断をすることになっております。

皆川委員 先に普通の救急車が行って、現場で救急隊員が判断して、改めてドクターを乗せたドクターカーが来るということですか。私は、そうは思わなかった。現場で判断するということですね。

ドクターカーは今、どのぐらいの台数を県全体で保有しているのでしょうか。

小島医務課長 ドクターカーと私どもが認識しているものは、県立中央病院に1台あるのみです。委員申されますように救急車が現場からドクターカーの要請をしまして、中央病院に向かいます。中央病院からドクターカーが行って、ランデブーポイントが県内に50カ所ほどありますので、そこでドッキングすることになります。現場には確かにドクターカーと救急車と両方の車が行くこととなりますけれども、救急車はそこで待っているということではなくて、できるだけ時間稼ぎのために中央病院に向けて車が進んでいきます。中央病院からドクターカーがその現場に向けて進み時間の短縮をしております。

皆川委員 ドクターカーは1台しかないのですか。

小島医務課長 はい。

皆川委員 県立中央病院以外ではドクターカーを使用していないのですか。

小島医務課長 私どもが認識している限りでは、県立中央病院がドクターカーを1台持ち、運用をしていると認識しております。

皆川委員 これは命の問題ですから。1台で年間399件ですか。1日二度ぐらい1台のドクターカーが動いていて、ほかはないっていうのは少しおかしい気がするのですが、今後、ほかの拠点病院でもドクターカーが必要ではないかという認識はありますか。

小島医務課長 ドクターカーにつきましては、先ほど申しましたように、非常に重篤な患者、救命救急センターに搬送を必要とするような患者について出動することになってございますので、例えば、いわゆる二次救急を扱う病院につきましては、対応できる医師等も難しいかと考えております。今のところ、県立中央病院に救命センターが本県の場合は設置をされておりますので、これで対応をしているところであります。

(障害認定について)

山田副委員長 イエスカノーかで答えられる簡単な質問なのですが、東部小児リハビリテーションの診療所設置は本当に歓迎するところです。私が心配なのは、障害者の障害認定や補装具など何かの再申請のときに、当時はあけぼの医療センター1つだけだったのですが、今は障害者相談所でしょうか、甲府でやってもらえて非常に便利になったのですが、甲府地域の方は、多分、今までそのどちらかに来ていたと思うのですが、今度、富士北麓地域でも、それが可能なかどうか

を教えてください。

平賀障害福祉課長 まず初めに障害認定につきましては、現在どこでも満遍なく、県内の指定医が診断をしております。これとは別の制度で補装具ができるかどうかは、医療機関の問題でございます。医療機関に関しますと、実際には数が限定されています。現時点では、この小児リハビリテーション診療所はあけぼの医療福祉センターの分院という形をとりますが、症状により整形系か、それとも小児科系か、あけぼの医療センターはその両方をやっておりますので、できるのですが、この形態をどのようにするのか現時点では定まっていないので、富士東部地域の医療機関とも相談をしながら今後決めていきたいと考えております。

山田副委員長 障害者を持つ親の立場からすれば、障害認定もですが、さらに指定したところに、その時間帯に行かなければなりません。なおかつ予約をして、3パターンぐらいある中に、どうしても行かないといけないことが相当不便だと思imasuので、ぜひそれは前向きな検討をしてもらいたいと思います。

あと1点、診療所の認定を当然受けているのですが、ここでは「使用料又は手数料」という表現なので、これは医療費とはまた別の視点で見ると理解しているのですが、現実にはこれはどういう基準で使用料なり手数料を算定するのでしょうか。

平賀障害福祉課長 条例に記載があります使用料とは、診察料、院内処方料といったものです。それから、手数料はいろいろな診断書などを書いたときの料金で、これらは通常の医療費と全く同じでございます。

主な質疑等 教育委員会関係

第136号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第141号 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例中改正の件

質疑

齋藤委員 施設が老朽化したということで、これはやむを得ない面もありますが、この施設を廃止して、これにかわる施設を何か考えているのか、それとも、全く制度や機能を全廃してしまう考え方なのかについてお聞かせください。

相河社会教育課長 早速1月から総務部管財課の未利用財産等利用調整会議で県庁内の全局による活用の検討をさせていただきます。来年度初めには身延町を含めました他の地方公共団体や公共的団体において公的な利用ができないかどうか検討させていただきます。それがだめだった場合には、民間への利用の打診ということで、売却の働きかけをさせていただきます、それもだめだった場合には解体という話になります。それらを来年度中に検討を進めていきたいと考えております。

齋藤委員 老朽化したとはいえ、建物そのものを使って活用することは、可能なのですか。今の答弁だと、とりあえず可能で利用者があれば活用方法を考えるとのことですが、老朽化したからすぐ、解体してしまうのではなく、どなたか利用者があれば募って、その後で、利用者がいない場合は解体するという考え方でいいのでしょうか。もう一度教えてください。

相河社会教育課長 委員のおっしゃるとおりであります。まず、県庁内、それから他の地方公共団体や公共的団体、それから民間と、あらゆるところに何とか活用の道はないかを検討させていただき、しかるべき後、どうしてもだめだった場合に解体という考えです。

なお、このなかとみ青少年自然の里を廃止しましても、子供たちは困らないように、八ヶ岳少年自然の家、愛宕山少年自然の家で収容できる形にはなっています。

齋藤委員 この施設には私も前に何回が行ったことがあります、非常に環境のよいところです。ちょっと奥に入ったところですが、広いエリアを確保してあります。だから私は、例えば県内で利用者がなければ、県外、東京あたりから利用者を募ることも地域の活性化にもつながっていくのではないかと思います。施設をあのまま閉めてしまうと、地域全体が過疎のような形になってしまいます。で

すから、都市へも働きかけて、できればやはり活用できる道を探った方が地域の活性化にもつながるのではないかと思いますので、もう一度御答弁願います。

相河社会教育課長 委員おっしゃるように、そういう方向で最大限の努力をさせていただきたいと思います。よろしく願います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第142号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(山梨みどり奨学会出捐金について)

山田副委員長 この件について特に問題はないのですが、実際にみどり奨学会ではどのような活動、どのような支援をしているのかを教えてください。

斉木高校教育課長 みどり奨学会ではさまざまな事業を行っておりますが、今回ご寄附をいただきました交通被災遺児就学奨励費についてご説明をさせていただきます。

交通事故等で保護者を失ったお子様方に対しまして、奨学金の給付ということで、幼稚園、保育園から中学校3年生まで、月々3,000円の支援をさせていただいております。さらに、高等学校の入学時に一時金として5万円、それから高等学校を卒業して就職される場合には、これも一時金ですけれども、3万円の給付をさせていただいております。平成25年度につきましては合計76人のお子様支援をさせていただいております。

山田副委員長 今の給付というのは、返還の義務がないということでしょうか。今の低金利の時代の中で、こういう寄附以外にはどのような収入がありますか。

斉木高校教育課長 この財源につきましては、企業や個人の方からご寄附をいただいているものですので、今回のような3,000万円のご寄附をいただきましたが、大変ありがたく活用させていただきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第26-14号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることについて

意見 (「継続審査」という声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて

意見 (「継続審査」という声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第25-12号 「高校無償化」への所得制限導入に反対し、「教育費無償化」の前進を求める意見書採択について

意見 (「継続審査」という声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第26-9号 中学校で使用する歴史教科書の採択に関して山梨県教育委員会の指導強化を求めることについて

意見 (「継続審査」という声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管案件

質疑

(教員の処分について)

山田副委員長 先ほど、次長から中央市の教職員の不祥事についての謝罪がありました。それについてどうこうということはありませんが、最近、厳罰化の方向に行き過ぎているのかなと感じております。もちろん悪いことは悪いのですけれども、マスコミが大騒ぎして、新聞で書かれることで社会的な制裁をかなり受けていると思います。にもかかわらず、厳罰の方向に行っているように思うのですが、教育委員会は、どんな基準で処分を決めているのかお伺いをします。

渡井義務教育課長 処分につきましては、教育委員会の懲戒処分の指針というものがあり、基本的にはそれに沿って行うことにしております。また、事例について他県等の様子もよく調べる中で行うようにしておりますが、今回の件につきましては余り例のない案件でありましたので、懲戒処分の指針に沿って慎重に審議して決定しました。

山田副委員長 よく飲酒運転の例が例えられていますが、もちろんこれは悪いです。今回の件も、私なりに考えてみたのですが、今まで勤務してきたのに全部帳消しになってしまうということに対して、指針があって公平性が保たれていればいいのですが、最近の風潮は厳罰化に傾いているという点に危惧を持っていましたので意見を述べた次第であります。よく事情も聞いてしんしゃくできるところはしてもらいたいということです。

渡井義務教育課長 委員ご指摘のとおり、慎重に今後も審議しながら、指針に沿って公平に考えてやっていきたいと考えております。

(北方領土問題に関して)

山田副委員長 北方領土問題に関する件です。知事の推薦により都道府県で1名、独立行政法人北方領土問題対策協会の地方委員に任命されるのですが、私はその任命を受けて十数年になります。毎年4月の第2週あるいは3週の金曜日にその推進会議があります。そこでの文部科学省からの説明資料、この文書は1月28日に各都道府県教育委員会にも来ておりますが、今回、中学校の学習指導要領解説と高等学校の学習指導要領解説が一部改訂され、これまでも北方領土の件については記載がございましたが、今回の改正は主に、竹島の問題、尖閣の問題について述べられています。例えば中学校であれば地理的分野において竹島について、我が国の固有の領土であることや、韓国によって不法に占拠されていること、あるいは韓国に数次にわたって抗議を行っているということ、歴史的な分野においては明治期に我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に編入したことなどです。高等学校の地歴、公民においては、改訂理由のところ、明治期に我が国の領土がロシアとの間で国際的に策定されたことを考察することなど主には北方領土のことなのですが、今回特にプラスアルファして、尖閣と竹島の問題をそれぞれの分野において行っています。また、小学校の教科書については来年度の改訂から順次ということ。教育現場では教育指導、それに従った教育をしていると思いますが、義務教育課、高校教育課それぞれの課長に現状どういう形で学習、指導がなされているのかお伺いをしたいと思います。

渡井義務教育課長 初めに義務教育課からお答えさせていただきます。委員ご指摘のとおり、1月28日に学習指導要領の解説が改訂された通知を受けまして、義務教育課では2月3日付で各市町村教育長を通して各学校に通知の指導をしたところでございます。その中身については、今ご説明があったとおりに、北方領土や竹島が不法に占拠されているということや、尖閣諸島は我が国固有の領土であるということが明記されたということでもあります。

それを受けて学校現場では適切に指導要領の内容を教えるようになっております。幾つかの学校の例を調べたところ、例えばある学校では、山梨県北方領土問題教育者会議がつくっている資料を取り寄せて、子供たちに見せながら適切な指導をしたと聞いております。今後も指導要領に沿って適切な指導が行われるように県教委として指導してまいりたいと思います。

斉木高校教育課長 高校教育課におきましても、義務教育課と同様に、本年2月3日付で県内の公立高等学校、あるいは特別支援学校に対しまして文科省からの通知をそのまま通知をし、周知を図っているところでございます。高等学校におきましては、地理歴史科と公民科というように、中学校と比べまして2つの教科に分かれております。今回の学習指導要領解説の改訂も非常に多岐にわたっておりまして、地理歴史科では日本史と地理、公民科では政治経済と現代社会と幾つかの科目で解説が改訂になっております。

先ほど委員のご指摘の中にもございましたが、前々から扱うことにはなっていたのですが、今回はさらに詳しく解説がなされておりまして、具体的に我が国固有の領土という言葉が幾つもの科目の解説の中で使われるようになっております。それから、高校の場合は、どの科目につきましても、我が国固有の領土なのだけでも、そうなるに至った経緯、あるいは現在、そこで何らかの問題が起きていることの背景まで生徒が話し合い、調べて考察できるようにすることは各科目共通しております。

実際に調査をしたわけではございませんので、どの学校がどのような形で行っているかは申し上げようがないのですが、学習指導要領または解説で触れておりますので、間違いなくどの学校も扱っていると考えております。

以上でございます。

山田副委員長

現状よくわかりました。当時の安藤石典根室町長がマッカーサーに、我が国は連合国に対して負けたのであって、ソビエト連邦に降伏したわけではないから、北方四島も一旦連合国側が支配をして、その上で交渉というお願いをして、マッカーサーもわかったということだったのですが、最終的にソ連の圧力等の力関係でそこには至らなかったもので、毎年12月1日があの地域で北方四島の返還をアピールする時期なのです。今年は12月1日の前日である11月30日に、今年は日曜日でしたが、全国から集まった全国代表者会議で、北方領土ゼミナールや北方領土青少年育成事業など、関東の場合は1都9県で構成している関東ブロックがあるのですが、その中で北方四島に行ったり、根室の地で検証するなど、幾つかのプログラムがあります。その席で、残念なことに、山口県だったと思いますが、そこに行った教員が戻って、学内で報告をしようとしたところ、学校現場、具体的にはその出張を許可した校長が学内でやらないでくれと、政治問題だという発言があって、全国からかなり異論が出て、集中砲火を浴びるような形になったのですが、これは決して政治問題ではありません。政治問題とすりかえられることなく、これは現前としてある事実でありますので、そのことをよく教育現場に浸透していただきたいと思っております。本県は私が議員になってお願いをして教育者会議が設立されたので、今のような指導要領の改訂になっても対応してくれていると思っておりますが、今後もこの件についてはぜひ、引き続きお願いをしたいと思っております。それぞれ御答弁いただければと思います。

渡井義務教育課長 委員ご指摘のとおり、これは教科書に載っていることでありますし、解説でもしっかり書かれていることですのできちんと現場で指導ができるように、また、いろいろな会議等で現場の指導をしていきたいと思っております。

斉木高校教育課長 先ほども申し上げましたが、高校においては地理歴史科で、日本史、地理で今回解説が改められました。日本史も地理も選択科目ですけれども、どちらかを選択するという選択科目ですので、北方領土をめぐる問題については全員

の高校生が勉強することになっております。

それから、全員の高校生が現代社会あるいは政経のどちらかを必ずやることになっておりますので、私たちとしては教科書を漏れなく、いろいろな問題がありますが漏れなく、特にこの北方領土の問題に関しましては今後授業の事例なども探っていく取り組みを考えていきたいと思っております。

(東京オリンピックの事前合宿の誘致について)

早川委員

東京オリンピックの事前合宿の誘致についてお伺いしたいのですが、まず本会議の答弁や新聞報道によりますと、11月から12月の調査の結果、誘致に向けて9市町村と11の競技団体が意向を示しているとのこと。9市町村名は報道によって確認できたのですが、今年6月、私が委員会で質問したときは競技団体については陸上とウエートリフティング等で10団体だったと思います。これが間違っていなければ11にふえているので、可能であれば競技団体の数と、意向を示している競技団体についてお伺いしたいのですが。

上野スポーツ健康課長 競技団体につきましては、11とお答えをさせていただきましたが、6月の段階と比較すると、やらなくなった団体と新たに参加する団体が若干あって合計11という状況です。また、競技団体でもはっきり態度を決めかねている状況もありますので、全部についてはお伝えするわけにはいかないのですが、具体的に取り組みを進めようとしているところが、陸上競技やウエートリフティング、ボート、ラグビー、テニスなどは、はっきり方向性を出して取り組んでいきたいと回答していただきました。

早川委員

ありがとうございます。いろいろオフレコで水面下の活動もありますのでやむを得ないと思うのですが、受け入れの市町村の中に私の地元である富士吉田市で、個人的に私、ラグビーをやっていたもので、ラグビーが入っていて安心したのですが、今現段階で市町村と競技団体との両方をミックスした中で、今度は競技施設や会場について、決まっていらないと思うのですが、どのような方向なのか教えていただきたいのですが。

上野スポーツ健康課長 9市町村が手を挙げていただいたのですが、主に想定している会場としては、郡内地方では富士北麓スポーツ公園、それから各市町村で持っています体育館、国中の施設でいうと山梨学院大学の施設も使ったらどうかと考えている市町村もあります。

早川委員

小瀬スポーツ公園についてはまだ具体的には挙がっていないわけですか。

上野スポーツ健康課長 小瀬スポーツ公園も当然想定されるかと思いますが、現時点では具体的な話にはまだなっていません。

早川委員

少し話の視点を変えて、来年1月15日に組織委員会からキャンプ地の候補者の具体的な募集要項やスケジュールが出され、リオのオリンピックのときにはもう公表されると認識しているのですが、今後本当に競争は激化してくると思います。そのような中で、本県としても1月15日にキャンプ地の候補地のスケジュールの公表後すぐに、今よりも積極的な情報交換会や連絡会議、戦略会議などの会議を市町村としなければ、乗りおくれしてしまうと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

上野スポーツ健康課長 10月に公表された組織委員会のスケジュールを見ますと、1月15日に要項の発表、それから都道府県向けの説明会が2月13日、2月末に市町村向けの説明会という段取りになっております。要項の発表から都道府県の説明会まで若干時間が空いており、この時間もったいないので、我々としても要項が公表された時点で、その内容について該当の市町村と個別に協議、検討する場を設けたいと考えております。

早川委員 個別に検討するとのことですが、今の体制という、国から県が情報を受け、県から集める形で、市町村間の連携もないように見られます。そこで、県と市町村が一体となってスピード感を持って連携するように、例えば神奈川県は秋に県と市町村が並列の共同委員会を立ち上げているようです。富士北麓でも富士北麓の市町村でオリンピック誘致の連絡協議会もありますので、県としても、県下の市町村ということではなくて、県と市町村が並列の共同委員会みたいなものを立ち上げてもいいのではないかなと思いますが、その点に関していかがでしょうか。

上野スポーツ健康課長 事前合宿の誘致の実現には、やはり市町村との連携は欠かせられないものだと考えています。具体的にどのような手法で連携を図っていくのかはさまざまな方法があるかと思いますが、ご提案の市町村との委員会みたいな形も念頭に置きながら、今後検討してまいりたいと思います。

早川委員 最後に、誘致を成功させるのもう1点重要なポイントがあると思っていて、東京オリンピックの前に、いろいろな国際大会があると思うのですが、それへのアプローチが大切だと思っています。それによって関係者が来れば、いろいろなPRにもなるし、実績にもなるので、安心感にもつながると思います。実際に栃木県では来年、北京で行われる世界陸上の事前合宿を誘致しようという動きがあり、それが成功すれば陸上関係者、それはオーストラリアなのですが、オーストラリアの陸上関係者が東京オリンピックの合宿に来ることになります。また、オーストラリアは水泳もラグビーも強いので、東京オリンピックにつながるのではないかという方針のもとやっているようですので、ぜひ本県でも東京オリンピック前のいろんな国際大会への合宿誘致に取り組む考えがあるのか、また、過去にそういう事例があったのかお伺いしたいのですが。

上野スポーツ健康課長 東京オリンピック前の主な国際大会でいいますと、2019年にラグビーや、2015年には世界陸上、これは隣の中国の北京で行われますが、これらが想定できると考えております。世界陸上の事前合宿の誘致はすぐ来年の話ですが、実際、この事前合宿の誘致ができれば、本番の東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致に向けて大変貴重な経験になりますし、大きなステップになると考えております。そういう意味で、陸上だけになりますが、来年の世界陸上の事前誘致に何とか取り組みたいと考えているところです。山梨陸上競技協会におきまして、9月にアジア大会のリレーの代表チームの合宿誘致を行って、小瀬の大会にも参加いただいて、大会前のタイムトライアルを行いました。それから、インターハイの際には陸連の強化委員長さんにも来ていただき、夏に陸連の関係者に北麓の視察をお願いしております。そのようなことを進めながら、日本陸連ときちんとしたパイプをつくり何とか事前合宿の誘致に結びつけたいと考えていますので、今後も山梨陸協と連携しながら取り組んでまいりたいと考えています。

早川委員 陸上は来年の世界陸上に対してアプローチするとのことですね。上野課長は陸上をやっていらっしゃったので、非常に積極的な答弁のようですが、いずれにしても来年から非常に積極的にいろいろな動きが激化すると思うので、5年、6年先だからと悠長なことを言えないと思います。10月には東京オリンピックの合宿地としてスウェーデンがもう福岡を指定して、決まっています。そういったところもあるので、ぜひ本県も他県よりも工夫してスピーディーに、これだけ組織を持ってやっているわけですから、実際に誘致ができるように取り組んでいただきたいと思います。

(甲府城の復元について)

皆川委員 学術文化財課の所管だと思いますが、県民会館と駐車場に関して、側聞するところ、あそこは芝生公園で下を地下駐車場にするという構想があったと思います。学術文化財課に前にお尋ねしましたが、あの跡地は、昔はたしか甲府城の内堀だったはずなのですが。その辺の調査はしてありますか。

田中学術文化財課長 県民会館の跡地利用ですが、現在、山梨県と甲府市におきまして甲府駅南口周辺地域修景推進会議を立ち上げており、甲府駅南口周辺の整備や、整備の検討を進めているところです。この中には甲府城周辺の東別館ですとか、来年度解体予定の県民会館の跡地の利用検討も含めて検討しているところです。ご承知のとおり、県民会館の場所は江戸時代の絵図などを見ても、甲府城の内堀があった場所でございます。昨年、県民会館の跡地利用の検討に先立ちまして、県民会館の駐車場の一画について発掘調査を行ったところ、内堀の堀の底や、堀の立ち上がり、こういったものが残っていることが判明しているところでございます。

皆川委員 昔、あそこが内堀であるということにはわかりました。であるならば、私は前から言っているように、あそこに内堀を復元するべきではないかと思えます。我々が子供の頃、結構広い内堀があってボートを漕ぐくらい広さがあったと思えますし、水辺も多かったと思うのですが、今、甲府の町は水辺がないですね。やはり城下町である以上は水辺があった方が城下町の雰囲気も出てきますので、できましたらここは内堀を復元して、お城の風格も上がるだろうし、見栄えも良くなりますので、水辺のある城下町という意味で内堀を復元していただきたいと思います。そんな考え方はお持ちでしょうか。

田中学術文化財課長 県民会館跡地につきましては、委員もご指摘されたように、大型の駐車場の整備や芝生広場の整備といったさまざまな意見が庁内にもあるところでございます。ただ、教育委員会といたしましては、跡地利用、整備については、先ほども申し上げましたとおり、発掘調査によって堀の存在が明らかとなったわけでございますから、復元も含めて保存について一定の配慮をいただいた整備をお願いしていきたいと考えているところでございます。

皆川委員 そうすると、あとは実際、南口周辺地域修景計画の中でやるのであるならば、それとは違ったものを学者さんやそういう人たちがもっと真剣にしっかりと裏づけ調査をして、特別な委員会か何かを持って折衝をした方が具体化すると思うのですが、そういう委員会はないのですか。

田中学術文化財課長 特に堀の復元についての特別な委員会というのはございませんが、復元ということに決まれば、当然、教育委員会としても場所の確認調査や、復元根

抛の調査研究についてそういった学識経験者の方の意見を踏まえながら検討していくことを考えているところです。

(50メートルプールについて)

皆川委員

甲府城の復元につきまして10万人の署名も集まっているということです。学者の方々も内堀の復元についてはほとんどの方が賛成ですので、ぜひ前向きに進めていただければありがたいです。

次に、前から言っているように、50メートルプールですが、なかなか前へ進んでおりません。以前にたしか全国的な調査や補助金も検討しているという話だったと思うのですが、少しは進んでいますか。

上野スポーツ健康課長 50メートルプールの検討につきましては、東京オリンピック・パラリンピックを契機として施設整備全般を庁内検討委員会で検討しているところです。4月以降の取り組みを申し上げますと、相模原市に室内プールがありますので、そちらを見せていただいて、実際の運用状況や施設の状況などを確認させていただいたところです。また、ほかの施設につきましても、つくる場合、どの程度の規模、予算等になるのか検討をさせていただいております。

それから、財源の方ですが、4月以降、国と何度か話をさせていただいているのですが、やはりなかなか全体のパイがふえない中で、従来やっている事業に資金を投入していく必要があるということ、それから、オリンピック絡みで幾つか施設整備が始まるものもあります。例年やっている国体の施設整備が相当大きくなる話がある中で、やはり大きなものを急にやるのは難しいという回答をいただいているところです。それらも含めて検討委員会の中で方向性を出していきたいと考えています。

皆川委員

現在ある50メートルプールは耐久年数がもうないので。あれはどうするのですか。そのまま壊してしまうのか。先ほど質問があったように、オリンピックは6年後でしょう。東京都から近いし、ここを利用してもらう方がいいのではないのでしょうか。そういう意味では頑張って、努力してもらいたいです。以上です。

(子どもの体力向上について)

木村委員

2点お伺いいたします。まず1点目は、子供の体力向上についてであります。昨日の本会議におきまして、子供の体力向上について質問がありました。社会環境や子供たちを取り巻く生活環境が本当に大きく変化をしている現在において、子供たちの体力向上に関する対策の必要性が取り上げられており、まさにそのとおりだと思って聞いておりました。

以前、NHKのテレビだったのですが、学習塾ではなく、運動するために運動塾、体操塾に親に連れられてビルの一室に通っているという内容を見て、大変な時代になったと思いました。私の孫もそうですけど、一人っ子で遊ぶ相手がないからゲームばかり家の中でしております。私たちは長い間、スポーツというものは自分がするものだと思っていたのですが、テレビで見て応援して感激したり興奮したりするものだと、そういう人が多くなっている気がします。とにかく頭でっかちでは困るので、体力の向上は非常に大切だと思います。

11月30日の新聞記事の中に、幼児期運動で体力向上という記事がありました。小学校と中学校でこういう評価をされるのですが、それはやはり乳幼児期から始まって、続けていって初めて統計がとられて結果が出てくるもので、そのときだけ1週間ほど前になってばたばたしてどうこうというものでない

と思います。そこで、就学時前の子供に対する働きかけが大切だと思います。県として、子供たちに対する対策や取り組みを進めていくべきと思うのですが、何かなさっていることとか、これからどんなことをされるのかをお聞きをしたいと思います。

上野スポーツ健康課長 未就学児の頃の子供の体力というのは、やはり遊ぶ習慣、運動習慣が非常に大事かと思えます。そういう意味で、幼児期からの運動習慣の確立というのは大変重要であると考えていますが、未就学の子供はどこにいるかという幼稚園とか保育所であります。私学文書課や子育て支援課では、それぞれ先生方の研修会なども行っています。私学文書課については昨年、子育て支援課については今年から、小学校の体育の先生を講師として派遣して、その中で幼児期における運動の意義や幼児期に必要な基礎的で、楽しみながら体を動かすことのできる遊びなどについての実習を行い、保育所や幼稚園の中で子供さんたちを遊ばせてあげる取り組みをしているところです。

それから、もう一つは、やはり家族で運動することが大事ですので、今年度、家族で元気アップ、元気な子供は元気な家族からというチラシをつくりまして、3歳児健診の際に配布する作業などを行いながら、各家庭の中で運動する習慣づくりの取り組みをしていただきたいと思いますと考えております。

(教育委員会の制度改革について)

木村委員

ぜひお願いします。今、ある新聞記事を思い出したのですが、体育の授業の後に運動タイムという時間を取って、子供たちを続けて外で遊ばせることも大切ということが書いてあり、なるほどと思いました。

それから、北欧へ行ったときのことですが、先生が子供を教室の中に残さないのですね。北欧の冬は特に寒いですから、なるべく表へ出させて太陽に当たるためだと思うのですが。そんなことを思い出したので、気をつけていただきたいと思います。

次に、教育委員会の制度改革についてお伺いをしたいと思います。本年の6月20日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、教育委員会制度が変わることとなりました。契機となったのは大津のいじめ自殺事件における教育委員会の一連の対応にあると聞いていますが、今回の改正によりどのような点がこれまでと変わるのか、まずお伺いをさせていただきます。

相原次長

委員からのお話がありましたように、今回の教育委員会制度の改正につきましては、大津市のいじめの事件に端を発しております。そのときの反省点としましては、教育委員会には教育委員長と教育長がいるということで、責任の体制が不明確だったことや、外からも誰が責任者なのかよくわからないというご指摘もありました。そういう中で、迅速な危機管理体制も欠如していた、また、いじめに対する市民の教育委員会の対応への批判があり、教育委員会等の協議の中で、再発防止策などをとりまとめた経緯がございます。

そのような経緯を踏まえまして、今回の法改正により、教育委員会において教育長と教育委員長を一本化して新教育長を設置し、責任の所在を明確にするとともに、迅速な対応ができる体制にしたことが一つでございます。

もう一つは、教育委員会で決定していた事項につきまして、今まで知事と協議できる場がなかったということで、より民意を反映させるために、民意を代表する首長との協議の場を設け、教育施策の重点事項について話し合いをしていきたいと思いますという制度が新たに盛り込まれたということでございます。

主に変わった点についてはその2点だと理解しております。

木村委員

頭に教育長と教育委員長と2人いるということで、責任の所在がわからないことから、新しい教育長ができるということですね。教育委員会が民意を反映していないとか、首長と教育委員会との連携が十分でないと言われているわけですが、これを解消するため、選挙で選ばれた首長と教育委員会が協議をする場所として新たに総合教育会議が設置されると書いてありますが、どのようなことをその場で話し合うのかをお聞きしたいと思います。

相原次長

もともと教育委員会には教育委員会の権限がございまして、特に教育行政に対して知事である首長が関わるることができる部分は、予算編成権や条例提出権、それから私学や大学の関係などがございます。そのような中で、特に総合教育会議を設けた趣旨については、教育政策について大綱をつくり、教育行政の進むべき道について、協議の中で方向性を見出していこうというのが一つです。

もう一つは、重要な施策というものがございまして、知事と教育委員会との間で協議をする中で、例えば教育、文化などの施策についてその都度協議をしていくということと、それから津市の事件の関係もありますが、いわゆる児童生徒の生命、身体に危害を及ぼす、もしくは及ぼすであろう、そういう状況に即座に対応するために、総合教育会議の中で知事である首長と、教育委員会の委員が協議するという趣旨でございます。

木村委員

今までも教育委員会の中で十分されており、大事なことは知事に報告している中で、その会議がどうしてもなければならぬという必要性はないと感じましたが、今回の改正では、首長が教育長を直接任命するということですね。大綱の策定や教育委員会との協議する総合教育会議の設置など、首長の権限がとて強くなっていくことを危惧しますし、そう思われてなりません。

また、教科書の選定、教職員の人事など、政治的中立性が求められるものありますし、幾つかの県において全国の学力学習状況調査の学校別成績の公表を強く求めている知事があります。本県でなかったのほっとしましたが、そんな知事なら私たちは応援していなかったわけですけれども、これからも引き続き教育委員会の中立性が確保されるか大変懸念を持っているのは私の率直な気持ちです。

制度が変わった後も、教育の政治的中立性、継続性、安定性が担保されるのか大変危惧をしている点をここでしっかりと伺いをしたいと思っています。

相原次長

今回の総合教育会議の中で知事と教育委員との協議においては、重要施策や大綱について進むべき道を協議していくことが中心です。その中で、国会でも議論されたのですが、政治的中立性が損なわれる場面があるのではないかと、先ほど委員からご指摘いただきましたように、例えば教科書の採択の関係や、個々の教職員の人事の関係なども協議の題材にできるのではないかとということが言われました。

そういうことは取り上げられるべきではないが、しかし、制度上、そういうことを取り上げていいとなっていますので、政治的中立性の問題については国会の審議の中でも懸念があったわけです。ただ、教育委員会の権限としまして、例えば教科書採択の関係についても、それから教職員の人事の関係についても、特別に知事の方に権限が移動しているということではなく、それらについては教育委員会が相変わらず継続的に権限として持っています。こういう点からすると、協議の場を持ち、個々具体の施策について知事の意見を聞くもの

の、権限とすれば教育委員会が持っていますので、教育委員会の判断は相変わらず効いていると考えておりました、適正な運用がなされれば中立性が損なわれるようなことはないという理解をしております。

木村委員 わかりましたけれども、今回の制度改革を受けて、本県では今後どのように対応していくかを教育長にきちんとお伺いしたいと思っております。

阿部教育長 教育委員会には教育委員会の権限がございますので、これは従前と同じように変わらないものがございますから、教育委員会として判断をして施策を進めてまいりたいと考えています。

(スポーツ振興について)

齋藤委員 スポーツ振興についてお伺いいたします。東京オリンピック・パラリンピックが決まってから、県及び市町村のいろいろな協議が活発に行われるようにはなりました。しかし、我々からすると、この東京オリンピック・パラリンピックは、山梨県全体のスポーツ人口を拡大して、スポーツ離れをしておる人口に対して県民皆スポーツを振興していかなければならない責任もあると思っております。まず、スポーツ振興として何か特別に今までと違ってこうしているのだという指導方法などありましたら教えてください。

上野スポーツ健康課長 昨年9月8日のオリンピック・パラリンピックの決定を受けまして、今年度から地域スポーツ推進協議会を立ち上げまして、市町村の担当者、それから総合型スポーツクラブとで、あらゆる県民が身近でスポーツに取り組めるよう市町村と一緒にやっていきたいと思いますという活動を始めました。幾つか新たな事業も出ているところであり、これらをまずベースに置きながら、県民全てがスポーツに親しめるようにスポーツ振興を図ってまいりたいと考えております。

齋藤委員 スポーツ振興を図るために、例えば重点的に予算を配分しながら振興していく方法もあると思っております。今までの予算とは別に、こういう形で上積みしていくなど、これまでの予算配分と違いがあったら教えてください。

上野スポーツ健康課長 今から先の予算についてはお話ししにくいところがあるのですが、基本的な考え方としましては、先ほど木村委員から御質問をいただきましたが、やはり幾つかの柱を据えています。まず、子供の体力など、子供への取り組み、それから身近なスポーツ、大人が自分の日常生活の延長線上としてスポーツに取り組むようなもの、3つ目は競技スポーツの振興、いわゆるトップスポーツの振興です。そういうものを組み合わせながらバランスよくスポーツの振興に取り組んでいきたいと思っております。

齋藤委員 オリンピックというのは、基本的にはどちらかというと、今言われたトップスポーツ、記録に挑戦し、人間の一つの限界を試していくことですから、そういう意味では、競技施設の整備もしていかなければならないし、そして、先ほど早川委員が言ったよう、国際的な交流ができる機会をつくり、競い合っていかなければならない部門もあります。

また、現在ある競技を普及していくという仕事もあると思っております。それをバランスよくやっていかなければならない責任があると思っておりますが、その中で特に、既存の競技スポーツが今までのレベルより、裾野を広くする形で指導して

いくことも一つの大事な分野だと思いますが、その点はいかがですか。

上野スポーツ健康課長 スポーツというのは当然、身近に、日常生活の中で行うものです。それから、先ほどお話がありましたように、競技スポーツとしては、普及ですとか、やはり多くの人に感動や勇気を与えたりとか、いろいろな側面がございますので、それらの競技スポーツを支えるためには、やはり幅広い取り組みが必要かと考えます。

齋藤委員 最後に、前回は質問した件ですが、裾野を広げる中の一つに、家庭婦人のバレーボール関係の組織の中で、いろいろな競技やスポーツに親しもうという人がいるのに、組織の何かの力によって抑えられてしまっているという問題もあります。その後、その競技団体の中でどのような指導をして、どのような結果が出ているのか教えてください。

上野スポーツ健康課長 ママさんバレーボール連盟で、チームとして加盟できない、ママさんバレーボールはエリアごとにチームのセットをしているのですが、そのエリアの中、参加できない人たちがいるという話だったと思いますが、バレーボール協会の方とも話をしまして、協会でも課題があることは十分認識しており、今のルールでは参加できないとのことでした。ただ、そのルールというのは参加者、関係者が集まって決めるものですから、それは組織の中でぜひ相談をしていただき、新たなルールなり、皆さんが納得する形をとるのがいいのではないかとこのことを協会から伝えながら取り組む指導をしたと聞いております。

齋藤委員 スポーツに親しもうという人がやっぱり意欲を持って取り組めるように指導をお願いしたいと思いますし、ママさんバレー一つをとってみても、練習や試合に子供さんたちがついていって、初めてその競技の内容や種目に親しみをもち、そしてスポーツに入っていけるものだと思いますから、そういう意味でもしっかり組織も指導していただきたいという、これはお願いでいいですからまたよろしくお願いします。

- その他
- ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
 - ・閉会中もお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
 - ・11月5日に実施した県内調査、意見交換会については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以上

教育厚生委員長 河西 敏郎